

## 和歌山県港湾施設管理条例の一部改正に伴う使用料等の改正について

県土整備部 港湾空港局 港湾空港課

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、平成26年4月1日から港湾施設の使用料等の額が以下のとおり改正されますので、お知らせします。

### 【改正のポイント】

1. 内税表示から外税表示に変更します。
2. 消費税及び地方消費税の税率を5%から8%に変更します。

### 【改正前後の使用料等について】

1. 日高港(塩屋地区に限る。)の港湾施設の使用料について(付則第5項関係)

港湾施設	区分	使用料	
		改正前(税込)	改正後(税抜)
係留施設	岸壁及び物揚場(小型船舶係留施設を除く。)	船舶 総トン数又は貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに 係留12時間につき 2円	船舶 総トン数又は貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに 係留12時間につき <b>1円91銭</b>
荷さばき施設	荷さばき地	1種地 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 2円90銭 2 使用日数30日を超えるとき 同 6円	1種地 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき <b>2円77銭</b> 2 使用日数30日を超えるとき 同 <b>5円72銭</b>
		2種地 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 2円50銭 2 使用日数30日を超えるとき 同 6円	2種地 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき <b>2円39銭</b> 2 使用日数30日を超えるとき 同 <b>5円72銭</b>
	野積場	1種地 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 2円90銭 2 使用日数30日を超えるとき 同 6円	1種地 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき <b>2円77銭</b> 2 使用日数30日を超えるとき 同 <b>5円72銭</b>
		2種地 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 2円50銭 2 使用日数30日を超えるとき 同 6円	2種地 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき <b>2円39銭</b> 2 使用日数30日を超えるとき 同 <b>5円72銭</b>
船舶補給施設	船舶給水施設	船舶 直接給水量1立方メートルにつき 300円	船舶 直接給水量1立方メートルにつき <b>286円</b>

※消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるもの及び同法第7条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

※上記の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2. 1.以外の港湾施設の使用料について(別表第1(第4条、第5条関係))

港湾施設	区分	使用料	
		改正前(税込)	改正後(税抜)

係留施設	岸壁及び物揚場 (小型船舶係留施設を除く。)	外航運送に従事する船舶	和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶
		和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶	和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶以外の船舶
		<p>1 和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶</p> <p>総トン数又は貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに</p> <p>係留12時間まで 6円75銭</p> <p>係留12時間を超え24時間まで 9円</p> <p>係留24時間を超えるとき 9円に24時間を超える時間24時間までごとに9円を加算した額</p> <p>2 和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶以外の船舶</p> <p>ア 不定期船</p> <p>総トン数1トン又はその端数ごとに</p> <p>係留12時間まで 6円</p> <p>係留12時間を超え24時間まで 8円</p> <p>係留24時間を超えるとき 8円に24時間を超える時間24時間までごとに8円を加算した額</p> <p>イ 定期船</p> <p>総トン数1トン又はその端数ごとに</p> <p>係留12時間まで 3円</p> <p>係留12時間を超え24時間まで 4円</p> <p>係留24時間を超えるとき 4円に24時間を超える時間24時間までごとに4円を加算した額</p> <p>ウ はしけ等でトン数を表示しないもの</p> <p>貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに</p> <p>係留12時間まで 6円</p> <p>係留12時間を超え24時間まで 8円</p> <p>係留24時間を超えるとき 8円に24時間を超える時間24時間までごとに8円を加算した額</p>	<p>1 係留時間が12時間まで</p> <p>総トン数又は貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに <b>6円75銭</b></p> <p>2 係留時間が12時間を超える場合</p> <p>総トン数又は貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに <b>9円</b></p>
		<p>外航運送に従事する船舶以外の船舶</p> <p>1 和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶</p> <p>総トン数又は貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに</p> <p>係留12時間まで 7円8銭</p> <p>係留12時間を超え24時間まで 9円45銭</p> <p>係留24時間を超えるとき 9円45銭に24時間を超える時間24時間までごとに9円45銭を加算した額</p> <p>2 和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶以外の船舶</p> <p>ア 不定期船</p> <p>総トン数1トン又はその端数ごとに</p> <p>係留12時間まで 6円30銭</p> <p>係留12時間を超え24時間まで 8円40銭</p> <p>係留24時間を超えるとき 8円40銭に24時間を超える時間24時間までごとに8円40銭を加算した額</p> <p>イ 定期船</p> <p>総トン数1トン又はその端数ごとに</p> <p>係留12時間まで 3円15銭</p> <p>係留12時間を超え24時間まで 4円20銭</p> <p>係留24時間を超えるとき 4円20銭に24時間を超える時間24時間までごとに4円20銭を加算した額</p> <p>ウ はしけ等でトン数を表示しないもの</p> <p>貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに</p>	<p>和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶以外の船舶</p> <p>ア 不定期船</p> <p>1 係留時間が12時間まで</p> <p>総トン数1トン又はその端数ごとに <b>6円</b></p> <p>2 係留時間が12時間を超える場合</p> <p>総トン数1トン又はその端数ごとに24時間につき <b>8円</b></p> <p>イ 定期船</p> <p>1 係留時間が12時間まで</p> <p>総トン数1トン又はその端数ごとに <b>3円</b></p> <p>2 係留時間が12時間を超える場合</p> <p>総トン数1トン又はその端数ごとに24時間につき <b>4円</b></p> <p>ウ はしけ等でトン数を表示しないもの</p> <p>1 係留時間が12時間まで</p> <p>貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに <b>6円</b></p> <p>2 係留時間が12時間を超える場合</p> <p>貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに <b>8円</b></p>

		係留12時間まで 6円30銭 係留12時間を超え24時間まで 8円40銭 係留24時間を超えるとき 8円40銭に24時間を超える時間24時間までごとに8円40銭を加算した額		
小型船舶係留施設	浮棧橋方式によるもの	1級 占有する水域1平方メートル又はその端数ごとに1月につき 360円	浮棧橋方式によるもの 1級 占有する水域1平方メートル又はその端数ごとに1月につき 343円	
		2級 同 320円	2級 同 305円	
		3級 同 290円	3級 同 277円	
		4級 同 250円	4級 同 238円	
		浮棧橋方式以外の方式によるもの	浮棧橋方式以外の方式によるもの	
	係船浮標	1級 船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1月につき 1,020円	1級 船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1月につき 972円	
		2級 同 840円	2級 同 800円	
		3級 同 630円	3級 同 600円	
		4級 同 420円	4級 同 400円	
		外航運送に従事する船舶	削除	
臨港交通施設	鉄道	1 総トン数1,000トン未満の船舶 係留24時間につき 3,100円	削除	
		2 総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶 同 6,200円		
		3 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶 同 9,200円		
		4 総トン数5,000トン以上10,000トン未満の船舶 同 14,200円		
		5 総トン数10,000トン以上15,000トン未満の船舶 同 23,400円		
		6 総トン数15,000トン以上の船舶 同 27,700円		
	駐車場	外航運送に従事する船舶以外の船舶		削除
		1 総トン数1,000トン未満の船舶 係留24時間につき 3,255円		
		2 総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶 同 6,510円		
		3 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶 同 9,660円		
		4 総トン数5,000トン以上10,000トン未満の船舶 同 14,910円		
		5 総トン数10,000トン以上15,000トン未満の船舶 同 24,570円		
上屋	和歌山下津港1号及び2号上屋 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 14円11銭	和歌山下津港1号及び2号上屋 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 13円44銭		
	和歌山下津港3号及び4号上屋 同 19円71銭	和歌山下津港3号及び4号上屋 同 18円78銭		

	和歌山下津港5号、6号及び7号上屋 同 25円56銭 和歌山下津港8号上屋 同 27円31銭	和歌山下津港5号、6号及び7号上屋 同 24円35銭 和歌山下津港8号上屋 同 26円1銭
荷さばき地	新宮港 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 4円 2 使用日数30日を超えるとき 同 6円 新宮港以外の港湾 1 使用日数5日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 7円35銭 2 使用日数6日から15日まで 同 9円45銭 3 使用日数15日を超えるとき 同 11円55銭	新宮港 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 3円81銭 2 使用日数30日を超えるとき 同 5円72銭 新宮港以外の港湾 1 使用日数5日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 7円 2 使用日数6日から15日まで 同 9円 3 使用日数15日を超えるとき 同 11円
水面整理場	1 使用日数20日まで 1平方メートルにつき 17円32銭 2 使用日数21日から30日まで 同 33円60銭 3 使用日数30日を超えるとき 同 33円60銭に30日を超える日数10日までごとに 22円5銭を加算した額	削除
荷役機械	ガントリークレーン 1 使用3時間まで 使用30分につき 30,000円 2 使用3時間を超えるとき 同 15,000円	ガントリークレーン 1 使用3時間まで 使用30分につき 28,572円 2 使用3時間を超えるとき 同 14,286円
附属設備	冷凍コンテナ用コンセント 1 20フィートコンテナのために使用するとき 使用1個1時間につき 210円 2 40フィートコンテナのために使用するとき 同 315円 ふ頭照明設備 使用1基1時間につき 210円	冷凍コンテナ用コンセント 1 20フィートコンテナのために使用するとき 使用1個1時間につき 200円 2 40フィートコンテナのために使用するとき 同 300円 ふ頭照明設備 使用1基1時間につき 200円
保管施設	野積場 和歌山下津港和歌山本港区西浜地区 一般使用 特種地 1 使用日数5日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 7円35銭 2 使用日数6日から15日まで 同 9円45銭 3 使用日数15日を超えるとき 同 11円55銭 1種地 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 6円71銭 2種地 同 5円65銭 専用使用(使用期間が1年以上で、かつ、使用面積が 3,000平方メートル以上の場合に限る。) 特種地 使用期間1年当たり1平方メートルにつき 1,100円 1種地 同 700円	和歌山下津港和歌山本港区西浜地区 一般使用 特種地 1 使用日数5日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 7円 2 使用日数6日から15日まで 同 9円 3 使用日数15日を超えるとき 同 11円 1種地 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 6円39銭 2種地 同 5円39銭 専用使用(使用期間が1年以上で、かつ、使用面積が 3,000平方メートル以上の場合に限る。) 特種地 使用期間1年当たり1平方メートルにつき 1,048円 1種地 同 667円

		2種地 同 500円 専用使用(使用期間が1年以上で、かつ、使用面積が3,000平方メートル以上の場合を除く。) 特種地 使用期間1月当たり1平方メートルにつき 203円 1種地 同 131円20銭 2種地 同 110円20銭 新宮港全域 1種地・2種地共通 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 3円 2 使用日数30日を超えるとき 同 6円 和歌山下津港和歌山本港区西浜地区及び新宮港全域以外の地区 1種地 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 6円71銭 2種地 同 5円65銭	2種地 同 477円 専用使用(使用期間が1年以上で、かつ、使用面積が3,000平方メートル以上の場合を除く。) 特種地 使用期間1月当たり1平方メートルにつき 193円34銭 1種地 同 124円96銭 2種地 同 104円96銭 新宮港全域 1種地・2種地共通 1 使用日数30日まで 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 2円86銭 2 使用日数30日を超えるとき 同 5円72銭 和歌山下津港和歌山本港区西浜地区及び新宮港全域以外の地区 1種地 1平方メートル又はその端数ごとに1日につき 6円39銭 2種地 同 5円39銭
船舶補給施設	船舶給水施設	新宮港 直接給水量1立方メートルにつき 340円 新宮港以外の港湾 1 外航運送に従事する船舶 直接給水量1立方メートルにつき 550円 2 外航運送に従事する船舶以外の船舶 同 577円	新宮港 直接給水量1立方メートルにつき 324円 新宮港以外の港湾 同 550円
港湾環境整備施設	運動広場	1 午前9時から正午まで 1,350円 2 午後1時から午後5時まで 1,800円 3 午前9時から午後5時まで 3,600円	1 午前9時から正午まで 1,286円 2 午後1時から午後5時まで 1,715円 3 午前9時から午後5時まで 3,429円
	庭球場	1 午前9時から正午まで 2,700円 2 午後1時から午後5時まで 3,600円 3 午前9時から午後5時まで 7,200円	1 午前9時から正午まで 2,572円 2 午後1時から午後5時まで 3,429円 3 午前9時から午後5時まで 6,858円
	ゲートボール場	1 午前9時から正午まで 1,350円 2 午後1時から午後5時まで 1,800円 3 午前9時から午後5時まで 3,600円	1 午前9時から正午まで 1,286円 2 午後1時から午後5時まで 1,715円 3 午前9時から午後5時まで 3,429円
港湾施設用地	港湾施設用地	使用期間が1月未満のもの 1 建築物(上屋、倉庫、仮設小屋、貯油施設等)の設置その他保管の用に供する使用又は荷役機械の設置 1平方メートル又はその端数ごとに 1級地 81円37銭 2級地 46円72銭 2 棧橋、物揚場等の使用 同 1級地 46円72銭 2級地 23円62銭 3 電柱、くい等の設置(支柱及び支線は、それぞれ1本とする。) 1本つき 1級地 83円47銭 2級地 59円85銭 4 軌道敷設及び軌条設置 1平方メートル又はその端数ごとに 1級地 81円37銭 2級地 46円72銭	使用期間が1月未満のもの 1 建築物(上屋、倉庫、仮設小屋、貯油施設等)の設置その他保管の用に供する使用又は荷役機械の設置 1平方メートル又はその端数ごとに 1級地 77円50銭 2級地 44円50銭 2 棧橋、物揚場等の使用 同 1級地 44円50銭 2級地 22円50銭 3 電柱、くい等の設置(支柱及び支線は、それぞれ1本とする。) 1本つき 1級地 79円50銭 2級地 57円 4 軌道敷設及び軌条設置 1平方メートル又はその端数ごとに 1級地 77円50銭 2級地 44円50銭

5 電線又は各種管理設	
外径20センチメートル未満のもの	
1メートル又はその端数ごとに	
1級地	7円87銭
2級地	4円72銭
外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	
同	
1級地	15円75銭
2級地	8円92銭
外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	
同	
1級地	40円42銭
2級地	23円10銭
外径1メートル以上のもの	
1平方メートル又はその端数ごとに	
1級地	81円37銭
2級地	46円72銭
6 その他広告物等の設置	
1平方メートル又はその端数ごとに	
1級地	70円35銭
2級地	57円75銭
使用期間が1月以上のもの	
1 建築物(上屋、倉庫、仮設小屋、貯油施設等)の設置その他保管の用に供する使用又は荷役機械の設置	
1平方メートル又はその端数ごとに1年つき	
1級地	920円
2級地	530円
2 棧橋、物揚場等の使用	
同	
1級地	530円
2級地	260円
3 電柱、くい等の設置(支柱及び支線は、それぞれ1本とする。)	
1年1本つき	
1級地	950円
2級地	670円
4 軌道敷設及び軌条設置	
1平方メートル又はその端数ごとに1年つき	
1級地	920円
2級地	530円
5 電線又は各種管理設	
外径20センチメートル未満のもの	
1メートル又はその端数ごとに1年につき	
1級地	90円
2級地	50円
外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	
同	
1級地	180円
2級地	100円
外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	
同	
1級地	460円
2級地	260円
外径1メートル以上のもの	
1平方メートル又はその端数ごとに	
1級地	920円
2級地	530円
6 その他広告物等の設置	

5 電線又は各種管理設	
外径20センチメートル未満のもの	
1メートル又はその端数ごとに	
1級地	<b>7円50銭</b>
2級地	<b>4円50銭</b>
外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	
同	
1級地	<b>15円</b>
2級地	<b>8円50銭</b>
外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	
同	
1級地	<b>38円50銭</b>
2級地	<b>22円</b>
外径1メートル以上のもの	
1平方メートル又はその端数ごとに	
1級地	<b>77円50銭</b>
2級地	<b>44円50銭</b>
6 その他広告物等の設置	
1平方メートル又はその端数ごとに	
1級地	<b>67円</b>
2級地	<b>55円</b>
使用期間が1月以上のもの	
1 建築物(上屋、倉庫、仮設小屋、貯油施設等)の設置その他保管の用に供する使用又は荷役機械の設置	
1平方メートル又はその端数ごとに1年つき	
1級地	920円
2級地	530円
2 棧橋、物揚場等の使用	
同	
1級地	530円
2級地	260円
3 電柱、くい等の設置(支柱及び支線は、それぞれ1本とする。)	
1年1本つき	
1級地	950円
2級地	670円
4 軌道敷設及び軌条設置	
1平方メートル又はその端数ごとに1年つき	
1級地	920円
2級地	530円
5 電線又は各種管理設	
外径20センチメートル未満のもの	
1メートル又はその端数ごとに1年につき	
1級地	90円
2級地	50円
外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	
同	
1級地	180円
2級地	100円
外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	
同	
1級地	460円
2級地	260円
外径1メートル以上のもの	
1平方メートル又はその端数ごとに	
1級地	920円
2級地	530円
6 その他広告物等の設置	

	1平方メートル又はその端数ごとに		1平方メートル又はその端数ごとに
	1級地	790円	1級地
	2級地	660円	2級地

※消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるもの及び同法第7条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

※上記の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### 3. 指定管理者にかかる利用料金について(別表第2(第17条関係))

港湾施設	区分	使用料	
		改正前(税込)	改正後(税抜)
係留施設	小型船舶 係留施設	浮棧橋方式によるもの	浮棧橋方式によるもの
		1級	1級
		占有する水域1平方メートル又はその端数ごとに1月につき	占有する水域1平方メートル又はその端数ごとに1月につき
		360円	<b>343円</b>
		2級	2級
		同	同
		320円	<b>305円</b>
		3級	3級
		同	同
		290円	<b>277円</b>
4級	4級		
同	同		
250円	<b>238円</b>		
	浮棧橋方式以外の方式によるもの	浮棧橋方式以外の方式によるもの	
1級	1級		
船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1月につき	船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1月につき		
1,020円	<b>972円</b>		
2級	2級		
同	同		
840円	<b>800円</b>		
3級	3級		
同	同		
630円	<b>600円</b>		
4級	4級		
同	同		
420円	<b>400円</b>		
港湾環境 整備施設	運動広場	使用時間1時間につき	使用時間1時間につき
	450円	<b>429円</b>	
	ゲート ボール場	使用時間1時間につき	使用時間1時間につき
	450円	<b>429円</b>	

※消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるもの及び同法第7条の規定により免除されるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

※上記の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班	TEL:073-441-3163
和歌山下津港湾事務所 総務管理課	TEL:073-431-7266
有田振興局建設部 用地・管理課	TEL:0737-64-1284
日高振興局建設部 用地・管理課	TEL:0738-24-2931
西牟婁振興局建設部 用地・管理課	TEL:0739-26-7949
東牟婁振興局串本建設部 総務管理課	TEL:0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 用地・管理課	TEL:0735-21-9654

# 和歌山下津港入港料条例の一部改正に伴う入港料の改正について

県土整備部 港湾空港局 港湾空港課

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、平成26年4月1日から入港料の額が以下のとおり改正されますので、お知らせします。

## 【改正前後の入港料について】

改正前	改正後
基準料率 入港1回、総トン数1トンにつき 2円10銭	基準料率 入港1回につき総トン数(はしけ等でトン数を表示しない船舶については、貨物積載可能トン数)1トン又はその端数ごとに <b>2円16銭</b>
外航運送に従事する船舶について 同 2円	外航運送に従事する船舶について 同 <b>2円</b>
内航船舶について 同 1円5銭	内航船舶について 同 <b>1円8銭</b>

※外航運送に従事する船舶については、基準料率から10銭を減じた額とする。

※内航船舶については、基準料率の2分の1を減じた額とする。

※外航運送に従事する船舶については、基準料率から16銭を減じた額とする。

※内航船舶については、基準料率の2分の1を減じた額とする。

## 【本件に関するお問い合わせ先】

港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 TEL:073-441-3163

和歌山下津港湾事務所 総務管理課 TEL:073-431-7266



和歌山県マリーナ条例の一部改正に伴う使用料等の改正について

県土整備部 港湾空港局 港湾空港課

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、平成26年4月1日から港湾施設の使用料等の額が以下のとおり改正されますので、お知らせします。

【改正のポイント】

1. 内税表示から外税表示に変更します。
2. 消費税及び地方消費税の税率を5%から8%に変更します。
3. 「北側緑地駐車場」を追加します。
4. 「南側駐車場」、「北側緑地駐車場」、「北側駐車場」の使用料は消費税込みの額となります。

種別			現行料金 (消費税込み)	改定単価 (消費税抜き)
南側駐車場	南側駐車場	1日1回につき	500円	500円
北側緑地駐車場	北側緑地駐車場	1日1回につき	—	500円
物品販売	売店設置(自動販売機を含む。)を設置する場合	1平方メートル1年につき	920円	877円
	その他の場合	1人1日につき	640円	610円
興行、展示会、協議会、講習会		1平方メートル1日につき	11円	11円

※消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

※上記の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

種別			現行料金 (消費税込み)	改定単価 (消費税抜き)
マリーナ施設用地	1 使用期間が1月未満のもの			
	ア 建築物(上屋、倉庫、仮設小屋、貯油施設等)又は荷役機械の設置	1平方メートル又はその端数ごとに	81円37銭	77円50銭
	イ さん橋、物揚場等の使用	1平方メートル又はその端数ごとに	46円72銭	44円50銭
	ウ 電柱、くい等の設置(支柱及び支線は、それぞれ1本とする。)	1本につき	83円47銭	79円50銭
	エ 電線又は各種管理設			
	(ア) 外径20センチメートル未満のもの	1メートル又はその端数ごとに	7円87銭	7円50銭
	(イ) 外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートル又はその端数ごとに	15円75銭	15円
	(ウ) 外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル又はその端数ごとに	40円42銭	38円50銭
	(エ) 外径1メートル以上のもの	1平方メートル又はその端数ごとに	81円37銭	77円50銭
	オ その他広告物等の設置	1平方メートル又はその端数ごとに	70円35銭	67円
	2 使用期間が1月以上のもの			
	ア 建築物(上屋、倉庫、仮設小屋、貯油施設等)又は荷役機械の設置	1平方メートル又はその端数ごとに1年につき	920円	877円
	イ さん橋、物揚場等の使用	1平方メートル又はその端数ごとに1年につき	530円	505円
	ウ 電柱、くい等の設置(支柱及び支線は、それぞれ1本とする。)	1本1年につき	950円	905円
	エ 電線又は各種管理設			
(ア) 外径20センチメートル未満のもの				

	1メートル又はその端数ごとに1年につき	90円	86円
(イ) 外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートル又はその端数ごとに1年につき	180円	172円
(ウ) 外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル又はその端数ごとに1年につき	460円	438円
(エ) 外径1メートル以上のもの	1平方メートル又はその端数ごとに1年につき	920円	877円
オ その他広告物等の設置	1平方メートル又はその端数ごとに	790円	753円

※消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

※上記の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てたものとする。

種別	現行料金 (消費税込み)	改定単価 (消費税抜き)	
船舶保管施設	1 艇庫を利用する場合	1 艇庫を利用する場合	
	ア ラックを専用利用する場合	ア ラックを専用利用する場合	
	(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の生徒若しくは学生又はこれらに準ずると認められる者が学校活動の一環として利用する場合	(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の生徒若しくは学生又はこれらに準ずると認められる者が学校活動の一環として利用する場合	
	1月当たり1隻につき 6,825円	1月当たり1隻につき 6,500円	
	(イ) (ア)以外の場合	(イ) (ア)以外の場合	
	1月当たり1隻につき 13,650円	1月当たり1隻につき 13,000円	
	イ 一時利用する場合	イ 一時利用する場合	
	(ア) ラックを利用する場合	(ア) ラックを利用する場合	
	1日当たり1隻につき 2,730円	1日当たり1隻につき 2,600円	
	(イ) (ア)以外の場合	(イ) (ア)以外の場合	
	1日当たり1隻につき 13,650円	1日当たり1隻につき 13,000円	
	2 前号以外の場合	2 前号以外の場合	
ア 専用利用する場合	ア 専用利用する場合		
(ア) 学校教育法第1条に規定する学校の生徒若しくは学生又はこれらに準ずると認められる者が学校活動の一環として利用する場合	(ア) 学校教育法第1条に規定する学校の生徒若しくは学生又はこれらに準ずると認められる者が学校活動の一環として利用する場合		
1月当たり1隻につき 5,250円	1月当たり1隻につき 5,000円		
(イ) (ア)以外の場合	(イ) (ア)以外の場合		
1月当たり1隻につき 10,500円	1月当たり1隻につき 10,000円		
イ 一時利用する場合	イ 一時利用する場合		
1日当たり1隻につき 2,100円	1日当たり1隻につき 2,000円		
ディンギーヨット以外の艇	県内の者	1 艇長が5メートル未満のもの 1年当たり1隻につき 248,040円	1 艇長が5メートル未満のもの 1年当たり1隻につき 236,229円
		2 艇長が5メートル以上のもの 1年当たり1隻につき248,040円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに55,120円を加算した額	2 艇長が5メートル以上のもの 1年当たり1隻につき236,229円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに52,496円を加算した額
	県外の者	1 艇長が5メートル未満のもの 1年当たり1隻につき 272,830円	1 艇長が5メートル未満のもの 1年当たり1隻につき 259,838円
		2 艇長が5メートル以上のもの 1年当たり1隻につき272,830円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに60,630円を加算した額	2 艇長が5メートル以上のもの 1年当たり1隻につき259,838円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに57,743円を加算した額

けい留施設	1 艇長が6メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 3,150円	1 艇長が6メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 3,000円
	2 艇長が6メートル以上9メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 6,300円	2 艇長が6メートル以上9メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 6,000円
	3 艇長が9メートル以上12メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 9,450円	3 艇長が9メートル以上12メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 9,000円
	4 艇長が12メートル以上のもの 1日当たり1隻につき 12,600円	4 艇長が12メートル以上のもの 1日当たり1隻につき 12,000円
上下架施設	1 船舶保管施設を専用利用する場合 ア 艇長が5メートル未満のもの 上架又は下架1回につき 1,260円 イ 艇長が5メートル以上のもの 上架又は下架1回につき1,260円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに280円を加算した額	1 船舶保管施設を専用利用する場合 ア 艇長が5メートル未満のもの 上架又は下架1回につき 1,200円 イ 艇長が5メートル以上のもの 上架又は下架1回につき1,200円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに267円を加算した額
	2 前号以外の場合 艇長1メートル当たり上架又は下架1回につき 420円	2 前号以外の場合 艇長1メートル当たり上架又は下架1回につき 400円
洗艇場	1 デインギーヨット 1回につき 100円	1 デインギーヨット 1回につき 96円
	2 デインギーヨット以外の艇 1回につき 400円	2 デインギーヨット以外の艇 1回につき 381円
北側駐車場	1日1回につき 500円	1日1回につき 500円
シャワー	1回につき 100円	1回につき 96円
ロッカー	1日につき 100円	1日につき 96円
会議室	1 会議室1 ア 午前9時から正午まで 3,180円 イ 午後1時から午後5時まで 4,240円 ウ 午前9時から午後5時まで 6,300円	1 会議室1 ア 午前9時から正午まで 3,029円 イ 午後1時から午後5時まで 4,038円 ウ 午前9時から午後5時まで 6,000円
	2 会議室2 ア 午前9時から正午まで 2,580円 イ 午後1時から午後5時まで 3,440円 ウ 午前9時から午後5時まで 5,120円	2 会議室2 ア 午前9時から正午まで 2,458円 イ 午後1時から午後5時まで 3,277円 ウ 午前9時から午後5時まで 4,877円
	3 会議室3 ア 午前9時から正午まで 3,180円 イ 午後1時から午後5時まで 4,240円 ウ 午前9時から午後5時まで 6,300円	3 会議室3 ア 午前9時から正午まで 3,029円 イ 午後1時から午後5時まで 4,038円 ウ 午前9時から午後5時まで 6,000円

※消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

※上記の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。